

労務安全衛生等に関する誓約書

一次協力会社にて作成年月日記入

令和6年 4 月 1 日

名工建設株式会社

作業所長

一次協力会社にて工事名称記入

第一次協力会社

代表者氏名は自筆でサインすること。

B建設株式会社

代表取締役社長 佐藤浩二

貴社発注にかかる 名古屋駅南第二ビル新築 工事の施工に当たり、当社は貴社の工事請負契約約款に定める条項を遵守することはもとより、労働基準法、労働安全衛生法、個人情報保護法そのほか関係法令の条項を遵守し、また貴社が定めた諸規則並びに係員の指示に従い、特に本誓約書の下記に記載された事項を遵守し、また当社が、本工事の一部について、再下請けに出す場合は再下請人に対し、本誓約書事項を責

B建設(株)にて記入(名工社員に確認)不明の場合は空欄でお願いします。

工事名称	名古屋駅南第二ビル新築	工事期間	自 R6年4月1日～至 R8年3月20日
工事内容		契約年月日	令和6年3月20日
当現場の作業員を被保険者とする労災上積み保険加入状況⇒		<input checked="" type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入

労務安全衛生等に関する取り決め事項

(人員の確保と有資格者の配置)

1. 工事を円滑、かつ安全に行うため、所要人員の充足確保並びに適正配置に努め、特に、免許者、技能講習修了者、作業主任者、特別教育修了者等その業務に関し法定資格を要するものについては、必ず有資格者を充て、また、女性年少者及び高齢者には法に定める危険有害業務に就かせません。なお、作業員の名簿を貴社に提出します。

(雇用管理責任者の選任)

2. 雇用管理責任者を選任し、労務管理を適正に行わせ、雇用状況を常に明確にします。

(雇入れ通知書及び健康診断)

3. 作業員を雇い入れたときは労働契約を締結し、雇入れ通知書(労働条件通知書)を交付して、あらかじめ、労働条件を明確にしておくとともに、労働安全衛生規則第43条、第44条、第45条に基づき、常時使用する労働者に対し、「雇い入れ時健康診断」、「定期健康診断(1年以内ごと)」を、又、第13条第2項の作業に常時従事させる場合は、「法定特殊健康診断(6ヶ月以内ごと)」を受診させます。

(作業所安全衛生協議会への参加)

4. 統括管理のため設置された作業所の安全衛生協議会(法定組織)に参加するとともに、安全衛生責任者を選任し安全衛生管理体制を整え、自主的に災害防止に努めます。

(安全衛生教育)

5. 作業員に対し、次の安全衛生教育を行い、有資格者の確保に努めます。

(1) 雇入れ時教育、作業内容変更時教育及び新規入場時教育

貴社工事に就業させる者については、貴社所定の「教育資料」を全員に配布し、徹底を図ります。

(2) 作業開始前等の安全ミーティング

職長を通じ、作業の方法、手順、安全上の注意事項等を作業員へ周知徹底します。

(3) 職長教育

貴社災害防止協議会主催又は外部団体で実施する職長教育講習会に積極的に参加するほか、当社独自の関係教育も行います。

(4) 作業主任者講習その他技能講習

建炎防等の主催する講習会に積極的に参加させ、有資格者の確保を図ります。

(5) 危険有害業務者に対する特別教育

貴社又は外部団体で実施する各種特別教育に積極的に参加するほか、当社独自の関係教育も併せて行います。

(工事の再下請負等)

6. 当社担当工事の施工について、やむを得ず再下請以下に出す場合は、あらかじめ貴社所定の「再下請負通知書」により報告のうえ、その管理について責任をもって指導徹底致します。

「施工体制台帳」の報告内容について労働基準法、労働安全衛生法、社会保険等関係法令に抵触することが確認された事項は責任を持って改善を指導します。

(賃金不払い等の防止)

7. 賃金管理を適正に行い、賃金不払い等の行為は絶対にしません。

万一、再下請等当社の系列下で賃金不払いが発生した場合は、遅滞なく、貴社に報告するとともに、立替払いその他当社の責任において解決します。

(持込電気機械器具の取扱い)

8. 当社より持ち込み電気機械器具については、設備・使用・保守に関し法令に定める構造、規格及び性能等を具備したものを、持ち込み機械として責任をもって点検し、搬入します。当該機械を使用する前には、使用前点検を必ず実施し、取扱説明書の内容を遵守し使用します。

(持ち込む建設用重機械等の報告)

9. 当社より持ち込む建設用重機械、発電機等は、その設備・性能等を具備したもので、月例自主検査または特定自主検査を定

自社の作業員に対する労災上積み保険の加入状況をチェックして下さい

(名工建設から借り受けた建設用重機械等及び電気機械器具を使用する場合の取扱い)

10. 元請より借用を受けた、建設用重機械等及び電気機械器具を使用する前には、建設用重機械等及び電気機械器具の取扱説明書を受け、使用前点検を必ず実施し、取扱説明書の内容を遵守して使用します。

(自動車等の任意保険の付保等)

11. 当社並びに当社従業員所有の自動車等を貴社現場に乗り入れる場合は、対人、対物、搭乗者等、補償にたえ得る額の任意保険に加入したものでないと乗り入れられません。

(労災上積み保険)

12. 貴社現場に就労する作業員を被保険者とする任意の労災上積み保険に加入する等、労働者災害補償に遺漏のないよう努めます。保険加入の際は保険証明の写し等を提出・報告し、当社が契約した再下請会社についても同様に報告します。

(労災保険・特別加入の確認)

13. 貴社現場に就労する再下請業者の作業員の労災保険の特別加入(一人親方等)に加入・未加入を事業主として確認調査し、未加入の者に対しては、加入を強く勧めたうえで、未加入者については貴社現場に入場させません。

(事故報告及び処理 労災かくしの根絶)

14. 当社の業務に従事する作業員(労災保険の特別加入者を含む)が、負傷・疾病等した場合、貴社担当工事に連関して第三者の生命、身体、財産等に損害を与えた場合、その他貴社にも影響を及ぼす事態を生じた場合は応急処置をとるとともに、ただちに貴社に報告し、損害賠償については当社の責任において処理解決に当たります。また、当社が再下請に出す場合は、再下請負人に対し同様の措置を取るよう指導し、このことを確実に履行し「労災かくし」を絶対に発生させないようにします。「労災かくし」があった場合、貴社が当社に対して履行する契約の解除並びにこれに伴い生じた損害の賠償について異議申し立てを致しません。過去5年間に当社業務上で死亡または重篤な障害が残る労働災害が発生している場合には、その被災人数や障害等級等の状況を報告し、当社が契約した再下請会社についても同様に報告します。

(労務安全関係書類の提示)

15. 労働者名簿、出勤簿、賃金台帳、雇入れ契約書その他労務安全関係書類を整備し、貴社の要請ある場合はいつでも提示提出します。

(事業場への入場以降の安全活動)

16. 朝礼、点呼に必ず出席させ、保護員の着用及び使用の徹底と毎日のKY活動の確実なる実施、且つ打合せした指示事項を厳守させます。並びに、資格が必要となる作業については、作業主任者及び有資格者を必ず配置する事とします。

(外国人の不法就労について)

17. 当社担当工事の施工については、外国人の不法就労はさせません。万一、就労が発覚した場合は、即座に退場させ工期内でも契約解除・今後の契約禁止等の処置をとられても異議・申立てはしません。尚、外国籍労働者就労に係わる届出の対象者については、別途「外国人建設就労者等建設現場入場者届出書」を提出します。

(個人情報の保護)

18. 当社担当工事に従事する従事員・作業員の個人情報に関しては

① 個人情報管理を適切に行います。

② 従業員・作業員の個人情報を貴社に提供する時は、事前に利用目的を通知したうえで本人の同意を得ます。

(個人情報保護法第27条1項)

フッター： 00版